

令和6年第2回水戸市議会定例会

陳情文書表

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 4 号	6 . 5 . 10	いじめの防止に関する条例の制定を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>近年、いじめの影響により学校に行けなくなったり、最悪の場合、命を絶ってしまうなどの重大な事態が発生している。実際、令和4年度の文部科学省発表の資料によると、いじめの認知件数及びいじめ重大事態の件数は年々増加していることが分かる。また、水戸市内の私立中学校ではいじめの隠蔽が疑われる事案が発生しており、水戸市も他人事とは言えない状況になっている。いじめの防止などを目的とし、平成25年には、いじめ防止対策推進法が施行され、その後、茨城県では令和2年に、茨城県いじめの根絶を目指す条例が施行された。しかし、水戸市には、いじめ防止に関する条例は存在していない。他の市町村では、いじめ防止に関する条例が制定されているケースも多々あり、例えば、水戸市の近隣市である笠間市には笠間市いじめ防止対策推進条例がある。近年のいじめの認知件数の増加や他市町村の条例制定の状況などを勘案すると、水戸市でもいじめ防止に関する条例を制定する意義は大いにあると考える。確かに、条例をつくっただけでいじめ自体が直ちにゼロになり、全て解決するというわけではない。しかし、条例を設けることで、いじめの禁止、市及び教育委員会、教職員の責務などが明確に規定され、いじめの抑制やいじめが発生した際の対応に役立つと考える。条例は単なるガイドラインや指針、基本方針とは異なり、執行部の変化に左右されにくく、基本的には廃止されるまで効力を持つため、いじめという問題の性質を考えると適していると思う。</p> <p>このような理由から、水戸市でも、いじめの防止に関する条例の制定を求め、陳情する。</p>	文 教 福 社